

令和3年度人権教育・啓発中央省庁連絡協議会ヘイトスピーチ対策専門部会
(議事要旨)

日 時：令和3年9月8日(水)午後2時～午後4時

場 所：法務省20階第1会議室ほか(Web会議により実施)

出席者：

(関係省庁) 法務省人権擁護局総務課長, 警察庁警備局調査官, 警察庁刑事局捜査第二課課長補佐, 総務省自治行政局選挙部選挙課理事官, 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課長, 外務省総合外交政策局人権人道課首席事務官, 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐

(地方公共団体) 東京都, 東京都中央区, 東京都新宿区, 神奈川県, 川崎市, 相模原市, 大阪府, 大阪市, 京都府, 京都市, 兵庫県, 神戸市, 尼崎市, 福岡県, 福岡市, 沖縄県の各職員

概 要：

1 開会

2 議事

(1) インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について
関係省庁及び地方公共団体から配布資料に沿って説明された。

○法務省

- ・ 法務省が参加している「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」(公益社団法人商事法務研究会主催)の検討状況について説明。
- ・ ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に関する裁判例の紹介。

○総務省総合通信基盤局

- ・ インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため, 発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなどの制度的な見直しを行った「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律」について説明。
- ・ 令和2年9月に総務省において公表した「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」について, その後の取組状況を説明。

○神奈川県

- ・ インターネットモニタリングに係る取組や弁護士によるヘイトスピーチ専門相談窓口の開設, 人権週間に合わせたリスティング広告の実施について説明。

○川崎市

- ・ 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づく一定の要件を

満たしたインターネット表現活動（投稿等）に対する拡散防止措置（プロバイダ等への削除要請）について説明。

○大阪市

- ・ 平成28年7月から全部施行している「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に基づく、表現活動がヘイトスピーチに該当する場合の当該表現内容の拡散防止措置や表現内容の概要、表現活動を行った者の氏名又は名称等の公表に関する取組について説明。

○兵庫県

- ・ 平成30年7月から実施しているインターネットモニタリングに係る取組、その結果を県内市町へ情報提供等することにより市町におけるモニタリング体制の構築を促していることについて説明。

○尼崎市

- ・ 平成22年度から実施しているインターネットモニタリングに係る取組、削除実績等について説明。

○京都府

韓国をルーツに持つ学校に対する誹謗中傷を報道した新聞記事を紹介。インターネットモニタリングの実施状況、令和3年度から開始したプロバイダへの削除要請等の取組について説明。

(2) ヘイトスピーチの解消に向けたその他の取組について

関係省庁及び地方公共団体から配布資料に沿って説明された。

○法務省

- ・ ヘイトスピーチ解消法施行5年に併せて実施した法務省の人権擁護機関の取組、平成31年3月12日付け事務連絡「選挙運動、政治運動等として行われる不当な差別的言動への対応について」の内容などについて説明。

○警察庁

- ・ 右派系市民グループによるデモの件数等について報告（令和2年は約10件を把握）。

○外務省

- ・ 令和2年5月に公表された「新型コロナウイルス感染症に関連するヘイトスピーチへの対処、対抗に関する国連ガイダンスノート」の概要、令和3年3月に「人種差別撤廃国際デー」を記念した国連総会会合が開催されたこと、同年7月の国連総会において毎年6月18日を「ヘイトスピーチへの対抗国際デー」とする決議が採択されたことについて説明。

○文部科学省

- ・ 各種会議や研修の場における人権教育担当者等へのヘイトスピーチ解消法の周知、都道府県・指定都市教育委員会や国公立大学への法務省作

成ポスターの配布，外国人の人権尊重に関する教育実践事例・指導資料の文科省ウェブサイトへの掲載，人権教育研究推進事業の実施の取組について説明。

○東京都

- ・ 平成30年10月制定の「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づく啓発等の取組，東京法務局に対する削除依頼の取組について説明。

○神奈川県

- ・ ヘイトスピーチやインターネットによる人権侵害について追記するなどの「かながわ人権施策推進指針」の改定予定について説明。

○川崎市

- ・ 令和2年7月1日に全面施行された「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の禁止規定の施行後の状況について説明。

○相模原市

- ・ （仮称）相模原市人権尊重のまちづくり条例の検討状況，今後の予定について説明。

○兵庫県

- ・ 広報誌やイベントにおける啓発活動の実施，職員研修の取組について説明。

(3) 意見交換・質疑応答

地方公共団体からの意見・質問に基づき，意見交換・質疑応答を行った。主な意見は以下のとおり。

- ・ ヘイトスピーチに該当する言葉，表現等を特定した通知を発出してはどうか。
- ・ 不当な差別的言動について，全国一律の判断基準に基づいた規制が行われるよう，実効性のある対策を講ずるべきではないか。
- ・ 選挙運動，政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について，新たな対策を考えているか。
- ・ インターネット上の不当な差別的言動に関する人権侵犯事件の件数や，その処理結果等の地方公共団体との情報共有はどうか。

3 閉会

～以上～